

小さなお店応援チケット<第7弾>

取扱店募集要項

市内の小規模事業者（一部条件を満たす中小企業者を含む）と市民の家計を支援することを目的に、小さなお店応援チケット<第7弾>（以下「チケット」という。）を発行する本事業において、チケットの取扱事業者を募集します。

1. 取扱店対象者について

市内に店舗や事業所等がある、「小規模事業者」及び「箕面商工会議所会員または箕面市商店会連合会に加入する中小企業者」が対象です。

	中小企業者 ※どちらかに該当する		小規模事業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下 (宿泊業及び娯楽業は20人以下)
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

ただし、以下の事業者は対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の行うもの
- ・法令または公序良俗に反するもの

2. 取扱店登録申請について

【継続事業者様】

小さなお店応援チケット<第5弾・第6弾>において、既に取扱店登録いただいている事業者につきましては、お送りしました「取扱店事業者継続確認書」をご確認のうえ、必要項目等を記入し郵送・持参・FAX・メールのいずれかの方法でお申込みください。

※6月30日（日）までにご提出いただいた場合は、チケットお申込み時に配布する「小さなお店応援チケット<第7弾>取扱店一覧」に掲載します。なお、6月30日（日）以降も随時申請の受付を行い、小さなお店応援チケット専用ホームページ上にて店舗一覧に掲載いたします。

【新規登録事業者様】

※チケット取扱店として登録を希望される方は、Web 申込にて申請をお願いします。

専用ホームページ <https://news.minoh.net/chiišanaomiseouen/>



※店舗等が複数ある場合は、店舗毎にお申込み下さい。

※6月30日（日）までにご提出いただいた場合は、チケットお申込み時に配布する「小さなお店応援チケット〈第7弾〉取扱店一覧」に掲載します。なお、6月30日（日）以降も随時申請の受付を行い、小さなお店応援チケット専用ホームページ上にて店舗一覧に掲載いたします。

3. 小さなお店応援チケット〈第7弾〉の発行概要

商品券名称	小さなお店応援チケット〈第7弾〉
発行者	箕面商工会議所
発行総額	2億4,000万円（うちプレミアム総額4,000万円）
発行総数	紙商品券20,000冊 デジタル商品券20,000口
商品券額面	1冊 6,000円（紙商品券） ※500円券×12枚綴り 1口 6,000円（デジタル商品券）
プレミアム率	20%
取扱店負担	負担なし
購入限度額	1人あたり紙商品券2冊、またはデジタル商品券2口までのどちらか一方を購入可能
購入対象者	箕面市在住で抽選に当選された方
販売期間	令和6年10月1日（火）～令和6年10月18日（金）
使用期限	令和7年1月31日（金）
販売方法	事前申込方式 紙商品券…箕面商工会議所の指定する窓口にて販売します。 デジタル商品券…アプリ上での「クレジット決済」及び「コンビニ払い」
利用可能店舗	紙商品券は紙商品券取扱店舗に限る デジタル商品券はデジタル商品券取扱店舗に限る

4. 取扱事業者の業務

チケットと引き換えに商品の販売やサービスの提供をしていただきます。また、取扱店にはポスター等を掲示し、商品券取扱店であることを明示していただきます。

【紙商品券】

- 紙商品券は1枚500円の券が12枚綴りになっております。**額面に満たない場合でもお釣りを支払うことはできません。**
- 使用期限後の紙商品券の受け取りは行わないでください。受け取った場合の換金はできません。
- 紙商品券を受領した場合は、使用済みであることを明示するために、券裏面の取扱店欄に店名をインク（ボールペン等）にて記入するか、押印してください。紙商品券は切り取り線でスマ切りし、切り

取った部分は事業が終了するまで保管しておいてください。また、紙商品券は換金手続きをスムーズに行うため、1枚ずつ切り離しておいてください。

【デジタル商品券】

- デジタル商品券は、店頭レジに専用の「二次元コード」を提示していただき、お客さまのスマートフォンでコードを読み取っていただき、購入金額をご確認の上、清算してください。
- デジタル商品券は1円単位で利用することができます。

5.換金手続について

【紙商品券】換金にかかる受託事業者を通した銀行振り込みになります。

- ・使用済紙商品券と換金用伝票を専用レターパックにて送付し換金請求してください。
- ・換金請求期間は、令和6年10月1日（火）～令和7年2月6日（木）までの期間に行うものとし、（消印有効）
- ・紙商品券は下記のスケジュール（予定）で指定口座に入金いたします。
10月1日（火）～11月6日（水）※消印有効 → 11月29日（金）
11月7日（木）～12月6日（金）※消印有効 → 12月27日（金）
12月7日（土）～1月6日（月）※消印有効 → 1月31日（金）
1月7日（火）～2月6日（木）※消印有効 → 2月28日（金）
- ・詳細については、取扱店として登録後に交付します「換金の手引き」にてご確認ください。

【デジタル商品券】デジタル商品券の事業委託先を通した銀行振り込みになります。

- ・デジタル商品券は下記のスケジュール（予定）で指定口座に入金いたします。
10月1日（火）～10月15日（火） → 10月31日（木）
10月16日（水）～10月31日（木） → 11月15日（金）
11月1日（金）～11月15日（金） → 11月29日（金）
11月16日（土）～11月30日（土） → 12月13日（金）
12月1日（日）～12月15日（日） → 12月27日（金）
12月16日（月）～12月31日（火） → 1月15日（水）
1月1日（水）～1月15日（水） → 1月31日（金）
1月16日（木）～1月31日（金） → 2月14日（金）

6. 小さなお店応援チケット<第7弾>使用対象外の商品、サービス

次に掲げる商品、サービスはチケットの使用ができません。

- 出資や税金、振込代金、振込手数料及び保険料、電気、ガス、水道、電話料金、家賃・地代、駐車料等債務の支払い。

- 電子マネー、商品券（ただし、本事業の利便性を高めるために発行するものとして発注者が認めたものを除く。）、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入。
- 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券の購入。
- 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）第 6 条に規定する勝馬投票券の購入。
- モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）第 10 条に規定する舟券の購入。
- 自転車競走法（昭和 23 年法律第 209 号）第 8 条に規定する車券の購入。
- 小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）第 12 条に規定する勝車投票券の購入。
- 土地・家屋等の不動産、金融商品などの資産性の高いものの購入。
- 前払い代金のうち、物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが令和 7 年 1 月 31 日を越えるものの支払い。
- コンビニエンスストア等での収納代行等への支払いが実質可能となる支払い。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下「風営法」という。）第 2 条に該当する営業に係る支払い。
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものに係る支払い。
- その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券利用対象として発注者が適当と認めないもの。

7.登録の取り消し等

箕面商工会議所は、取扱事業者がこの要項の各事項及び下記責務に違反があるときは、換金の拒否、取扱事業者の取り消しを行うことができるものとします。

〈取扱事業者の責務〉

- 配布する取扱事業者を示すポスター等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。
- 通常の注意を持ってすれば偽造されたものと判別できる等の不正チケットの受け取りは、取扱事業者の責任となりますので十分注意してください。また、その種の事案が発生した場合は、すみやかに箕面商工会議所まで連絡してください。
- チケットの受け取りを拒むことはできません。
- チケットの金銭への交換、譲渡、及び売買を行うことはできません。
- 登録申込書には正確な情報を記載してください。
- その他、箕面商工会議所からの指示を遵守してください。

8.取扱店の PR

箕面商工会議所は、登録申込書に記載された内容に基づき、ホームページ等に掲載することにより取扱店の PR を行います。

お問い合わせ先

▶取扱店向けコールセンター

月～金（祝日除く） 9時から17時

電話番号：050-5536-3298

▶箕面商工会議所

月～金（祝日除く） 9時から17時30分

箕面市西小路3-2-30

電話番号：072-721-1300

FAX : 072-721-1305